
目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 基本的な考え方	1
第2節 本市の概況	5
第3節 ごみ処理の現況及び課題	14
第4節 ごみ処理行政の動向	32
第2章 基本方針	34
第1節 基本方針	34
第2節 市民・事業者・市・大里広域の役割と責務	35
第3節 数値目標	36
第3章 施策の体系	38
第4章 ごみ処理計画	40
第1節 3R(リデュース・リユース・リサイクル)のさらなる推進	40
第2節 市民・事業者・市におけるパートナーシップ(協働)の充実	42
第3節 環境に配慮したごみ処理システムの構築	44
第5章 循環型社会形成のためのアクション	46
資 料	
1 作成までの経緯	49
2 関係する法律・条令・要綱・資料等	50
3 用語	51

第1章 計画の策定に当たって

第1節 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

現行の熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条第1項の規定に基づき、平成21年3月に、市が行う一般廃棄物（ごみ）処理の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に即して策定されたものです。また、環境省が定めるごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）により、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定における前提となった諸条件に大きな変動があったときにも改定することとされています。

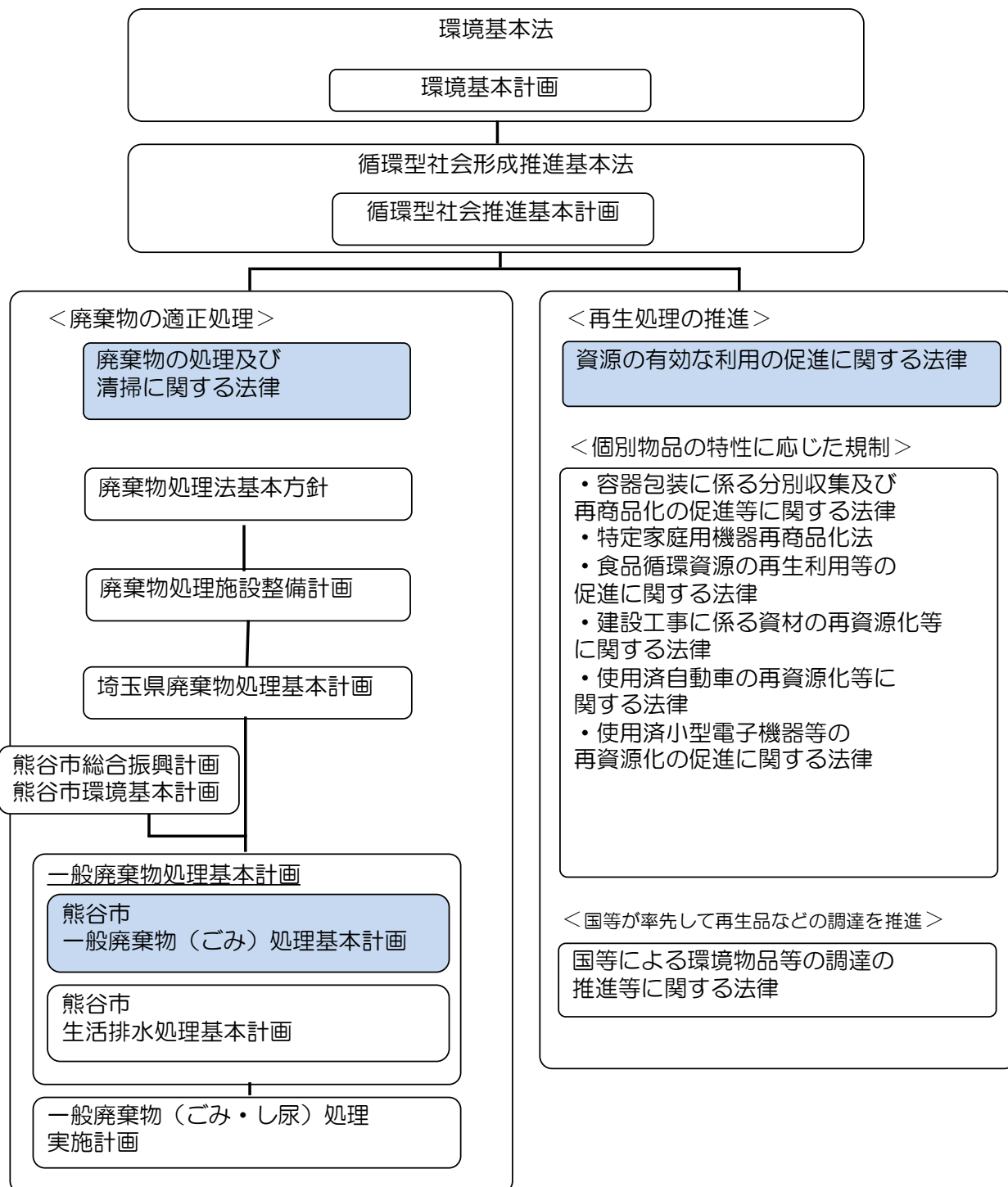
現行計画は策定から5年が経過し、本市の一般廃棄物処理を取り巻く状況等も変化していることから、平成26年度から平成30年度を計画期間とした後期基本計画を策定いたしました。

本計画はこれまでの前期基本計画の成果を踏まえ、市民一人ひとりが3Rに取り組み、ごみの減量と資源のさらなる有効活用を推進し、循環型社会を目指しながら、一般廃棄物の適正な処理を行うための指針として策定いたしました。

2 計画の位置づけ

(1) 他の計画等との関係

本計画には、関連する法律や他計画の考えが取り入れられています。



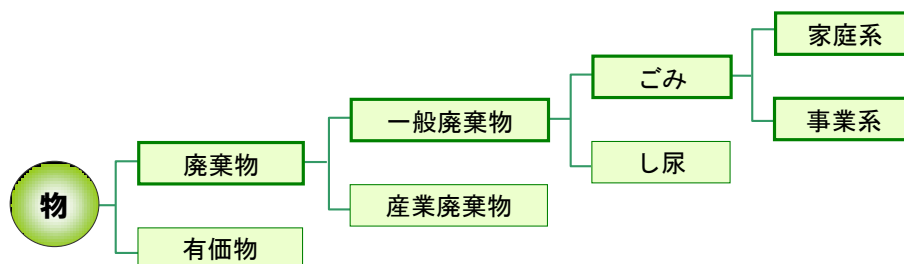
(2) 計画対象区域

熊谷市全域とします。

(3) 対象となる廃棄物

廃棄物処理法上、「物」は有価物と廃棄物に分かれます。

廃棄物とは不要な物、通常の社会生活ではいらなくなった物です。



本計画の対象となるごみ（家庭系、事業系）の種類は、大きく分けると、「燃えるごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」の5区分となり、その詳細は15種類に分けられます。

■ ごみの区分

区 分		種 類	
燃えるごみ		台所ごみ、紙類（資源物以外）、布類、プラスチック類、革製品、雑草・木の枝等	
不燃ごみ		ガラス類・瀬戸物類・小型の金属製不燃物	
資 源 物	カン	飲料用、缶詰、食用油、菓子、焼きのり容器等	
	ビン	飲料用、食料用、調味料等	
	ペットボトル	清涼飲料水、しょう油、酒容器等（材質表示マーク有のもの）	
	紙類	新聞紙	
		雑誌類	
		ダンボール	
		飲料用紙パック 紙製容器包装	
金属類	廃自転車、なべ、フライパン等		
小型家電	電気製品類（家電リサイクル法対象品目を除く） 使用済み小型家電製品類		
粗大ごみ		大型の燃えないごみ	
有害ごみ		乾電池	
		蛍光管、鏡、体温計	

(4) 計画目標年次

平成26年度を初年度とした、後期の計画であり、平成30年度までの5年間を計画期間とします。なお、諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行います。

■熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の計画期間

平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
計画期間【平成21年～30年度】									
前期計画期間 平成21年～25年度					後期計画期間 平成26年～30年度				

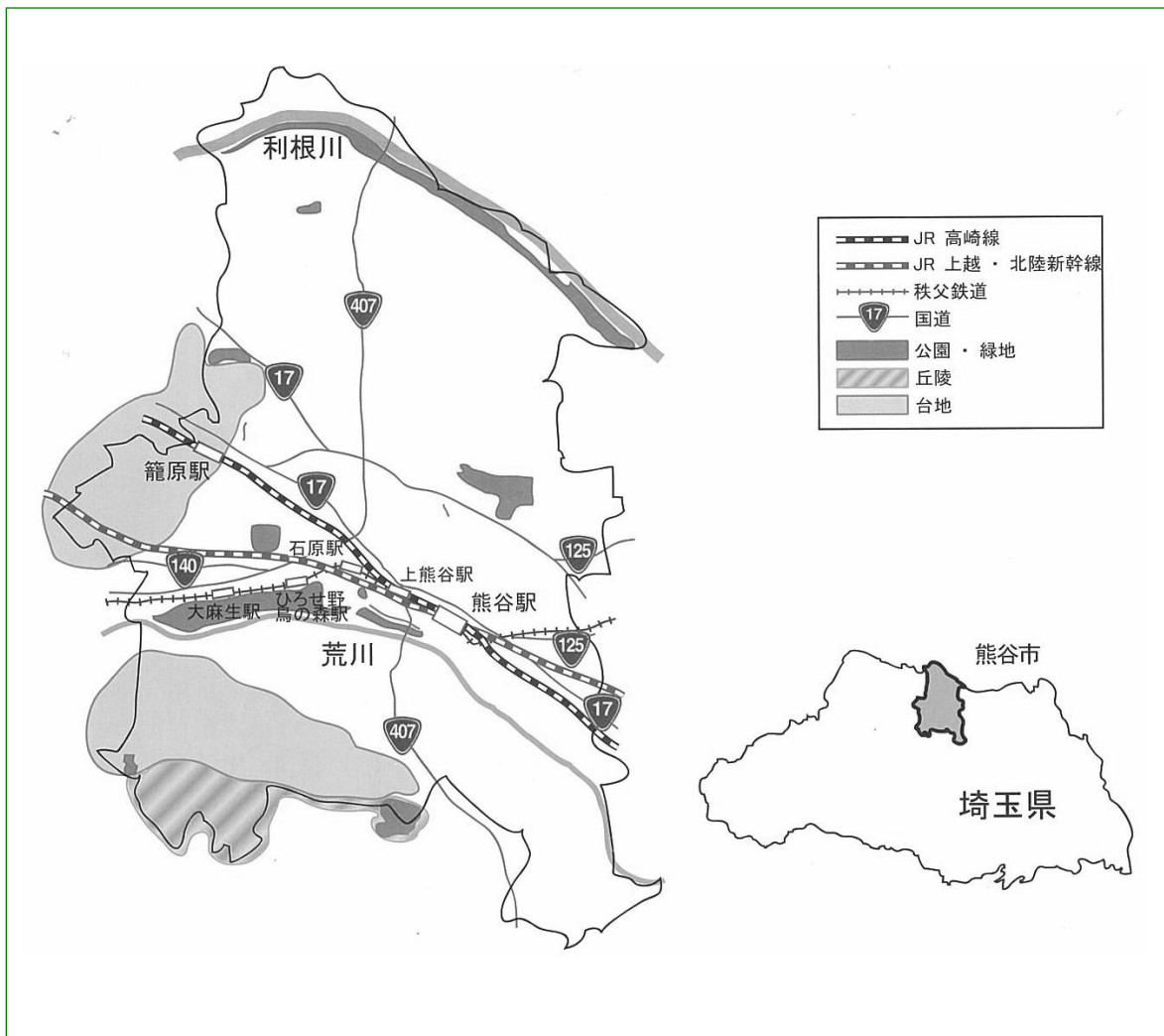
第2節 本市の概況

本市は、関東平野の中央、埼玉県北部に位置し、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。

市域は、東西に約14km、南北に約20km、面積は159.88km²であり、埼玉県内では5番目に広い面積となっており、東京都心までは、50～70km圏にあります。

市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽台地、南部は江南台地及び比企丘陵の一部となっており、南部は荒川、北部は利根川の日本を代表する2つの河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により自然環境が形成されています。

■市の位置図



1 人口動態

(1) 人口の推移

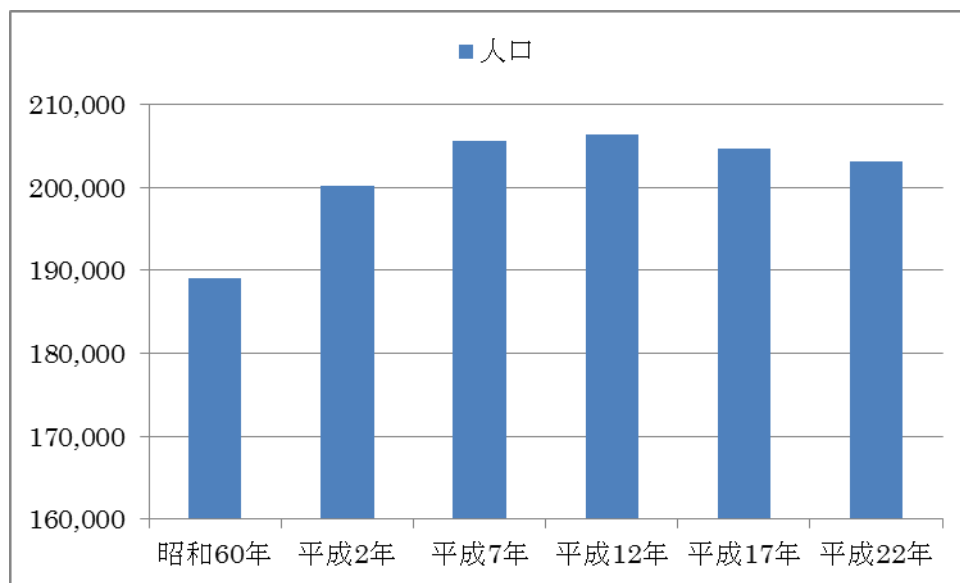
本市の人口は、平成25年10月1日現在で202,539人です。
近年の人口推移は、緩やかな減少傾向にあります。

■人口の推移 単位：人

年 度	人 口
昭和60年	189,020
平成 2年	200,246
平成 7年	205,605
平成12年	206,446
平成17年	204,675
平成22年	203,180

資料：国勢調査報告

■人口の推移



※ 合併以前については、旧市町村の合計値により算出
(人口は、住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計)

(2) 少子高齢化の進行

年齢別人口構成では平成12年以降、年少人口（15歳未満）と高齢人口（65歳以上）の人口比の逆転が見られます。年少人口ならびに生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢人口が増加しています。また、生産年齢人口は本計画目標年度時には61%台に推移する予想がされています。（※1）

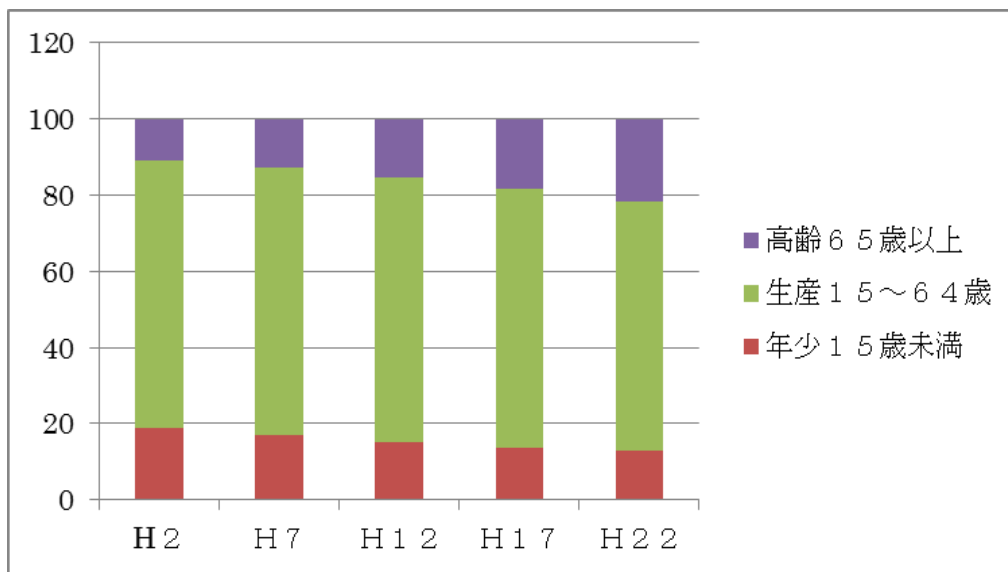
■人口構成

単位：%

年度 構成	H2	H7	H12	H17	H22
年少15歳未満	19.0	16.8	15.0	13.7	12.8
生産15～64歳	70.2	70.4	69.8	68.0	65.4
高齢65歳以上	10.8	12.8	15.2	18.3	21.8

資料：国勢調査報告

■人口構成（※2）



※1 熊谷市総合振興計画、将来人口（コーホート法）

※2 合併以前については、旧市町村の合計値により算出

参考；埼玉県人口構成 国勢調査（平成22年度）

年少15歳未満 …13.3%

生産15～64歳…66.3%

高齢65歳以上 …20.4%

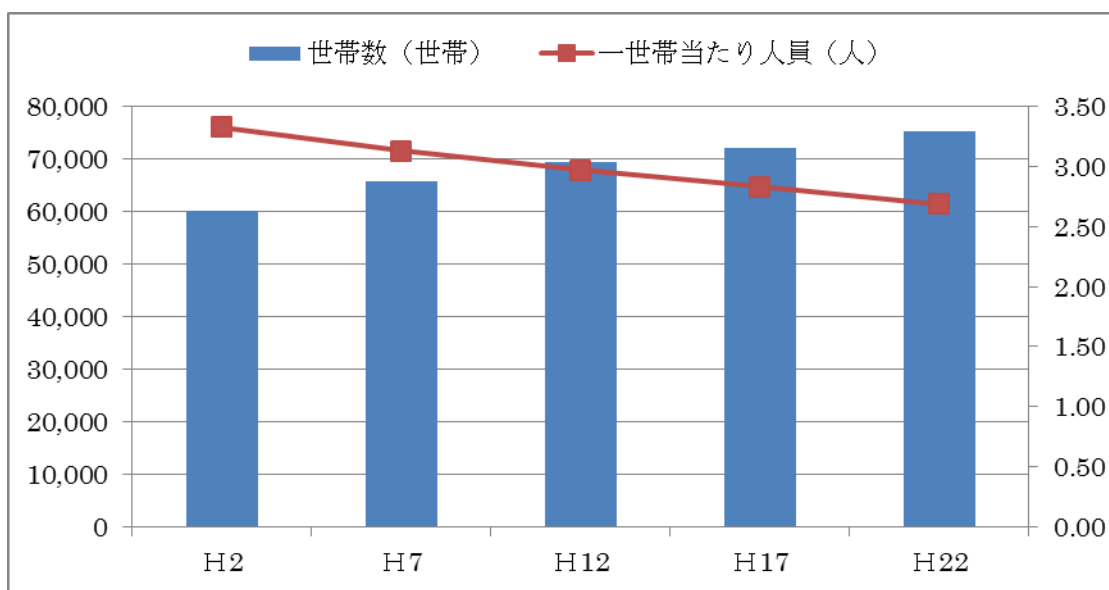
(3) 一世帯あたり人員の推移

平成2年から平成22年までの20年間で世帯数は増加していますが、一世帯あたりの人員は3.33人から2.69人と減少しています。また、近年高齢者のみの世帯が増えています。

■ 世帯数及び一世帯あたり人員の推移 (※1・※2)

年 度	世帯数 (世帯)	一世帯あたり人員 (人)
H 2	60,180	3.33
H 7	65,703	3.13
H12	69,528	2.97
H17	72,225	2.83
H22	75,413	2.69

■ 世帯数及び一世帯あたり人員の推移



※1 合併以前については、旧市町の合計値により算出 資料：国勢調査報告

※2 各年の10月1日現在、人口÷世帯数

■ 高齢者のみ世帯の増加

年 度	高齢者単身世帯 (世帯)	高齢者夫婦世帯 (世帯)
H17	4,238	6,010
H22	5,630	7,621

資料：国勢調査報告

2 産業

本市は、農業産出額県内第3位（平成18年度）、商品販売額県内第3位（平成19年度）、製造品出荷額県内第5位（平成22年度）と県内有数の産業都市となっています。事業所数は第一次産業（農業）は微増、第二次産業（工業）、第三次産業（商業）はともに減少傾向にあります。

■事業所数の推移

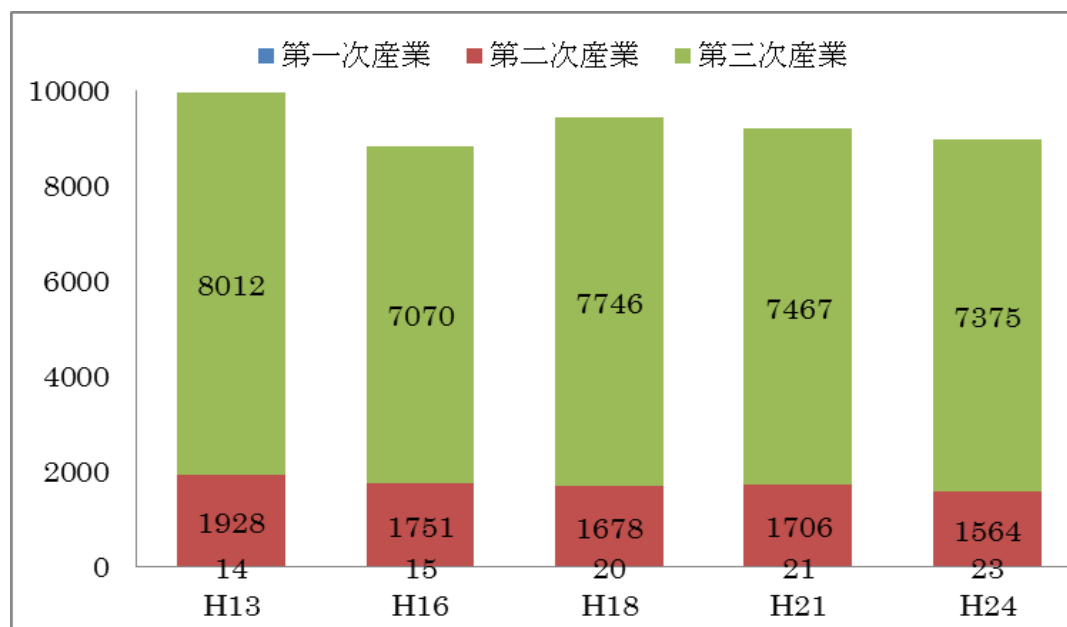
単位：ヶ所

種類 年度	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H13	14	1,928	8,012
H16	15	1,751	7,070
H18	20	1,678	7,746
H21	21	1,706	7,467
H24	23	1,564	6,944

※合併以前については、旧市町村の合計値により算出

資料：熊谷市の統計（平成11年度～18年度；企業統計調査、平成21・平成24；経済センサス）

■事業所数の推移



3 土地利用状況

平成24年時点の地目別面積は、田3,828.2ha、畑2,644.5ha、宅地3,456.5ha、池沼31.1ha、山林502.8ha、原野38.8ha、雑種地1,159.3ha、その他4,326.8haです。

田・畑及び山林の合計は6,975.5haで市域の43.63%になりますが、農地の転用により減少傾向にあり、一方宅地面積が増加しています。

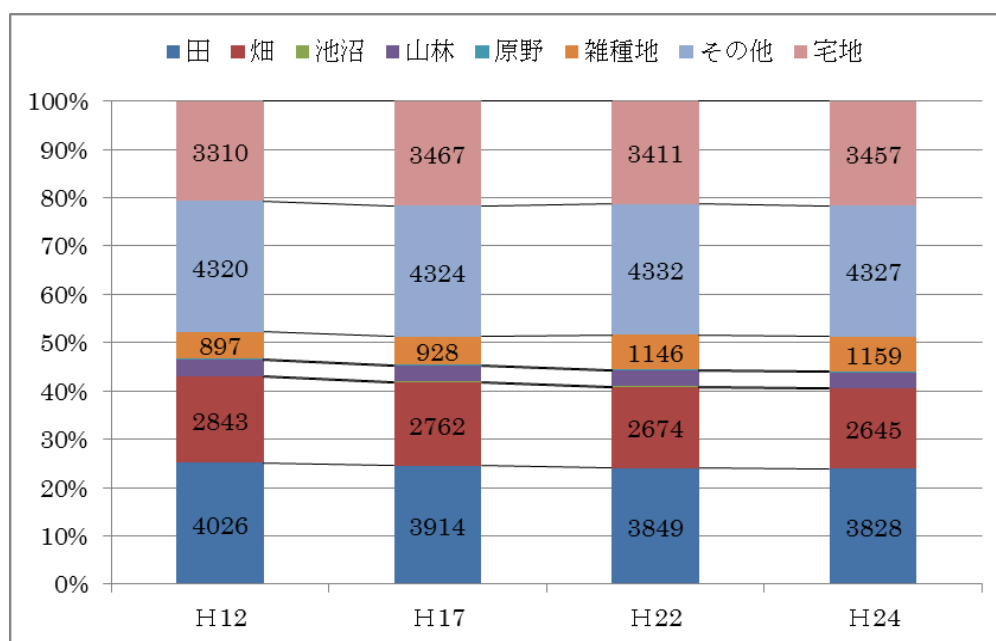
■地目別面積の推移

単位 ha

年度 地目	H12	H17	H22	H24
田	4,025.5	3,914.2	3,848.9	3,828.2
畑	2,842.6	2,761.9	2,673.9	2,644.5
宅地	3,309.8	3,466.5	3,410.9	3,456.5
池沼	27.5	31.1	31.2	31.1
山林	528.0	526.9	506.5	502.8
原野	37.6	35.2	38.8	38.8
雑種地	896.6	928.3	1,146.3	1,159.3
その他	4,320.2	4,323.9	4,331.5	4,326.8

※合併以前については、旧市町村の合計値により算出 資料：埼玉県統計年鑑

■地目別面積の推移



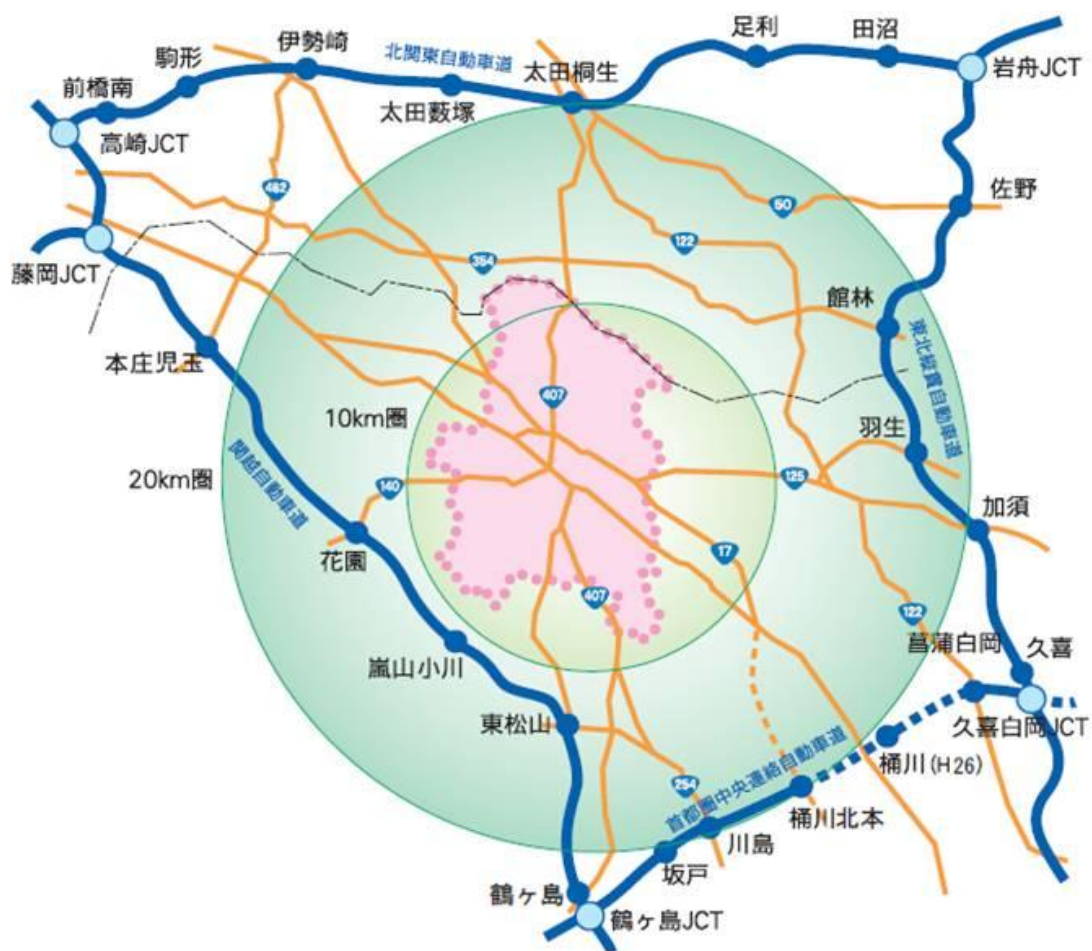
4 交通

本市は、古くから中山道の宿場町として栄え、現在も多くの幹線道路や鉄道が市内を通り、広域交通網が整備されています。

幹線道路は、東西に国道17号が、南北に国道407号が走っている他、国道125号、国道140号が市の中心部から分岐しており各高速自動車道へと接続しています。

鉄道は、JR高崎線、上越、北陸（長野）新幹線が東京、新潟、長野を結び、秩父鉄道が羽生、秩父をつないでいます。

■熊谷市主要道路及び鉄道



5 総合振興計画等との関係

(1) 熊谷市総合振興計画後期基本計画（平成25年3月作成）

本計画は、将来都市像の「川と川 環境共生都市 熊谷」を実現するための、平成25年度から平成29年度の後期5か年間の基本計画であり、9つの政策とリーディング・プロジェクトで構成されています。

一般廃棄物に関しては「自然の豊かさがあるまち」を政策の1つとして掲げ、「ごみの発生を抑制し再利用を促進する」ための施策を定めています。

また、本市のごみを搬入している大里広域市町村圏組合の焼却施設は老朽化が進んでいるため、ごみ処理施設長寿命化計画により、計画的に整備を進めています。

施策 22 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

基本方針

市民一人ひとりが、3Rに取り組み、ごみ減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

施策の体系

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

— 37 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

単位施策

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

再利用と再資源化を推進し、ごみの減量化を図ることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。

主な事業

- 生ごみ処理機（処理容器）の普及
- マイバッグ利用の推進
- リサイクルフェアの開催
- リサイクル活動の推進

(2) 熊谷市環境基本計画（平成26年3月作成）

本計画では、本市の将来の環境像を「きらめく大河とやすらぎの緑のふるさと未来へ育み伝える環境共生都市 熊谷」と定め、良好な環境を継承し、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を目指しています。

一般廃棄物に関しては「循環型社会の構築」を基本方針の1つとして掲げ、施策として「廃棄物の発生の抑制、再利用の推進」「不法投棄対策の推進」を定めています。

基本方針 II-4

「循環型社会の構築」

本市では、分別の徹底と再資源化により、ごみの減量を進めており、一人当たりのごみの排出量は、平成16年度以降、おおむね横ばいの傾向を示しています。今後も市民や事業者が一体となって、3R(廃棄物の発生抑制=リデュース、再利用=リユース、再生利用=リサイクル)への取り組みを更に拡充し、資源循環型社会の形成を目指します。また、これらへの対応のための意識啓発に努めます。

施策1 廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

- 3R運動の推進
- ごみの排出抑制への支援
- ごみの資源化の推進
- 計画的な廃棄物処理の推進

施策2 不法投棄対策の推進

- 産業廃棄物対策
- ごみの散乱防止策の啓発

第3節 ごみ処理の現況及び課題

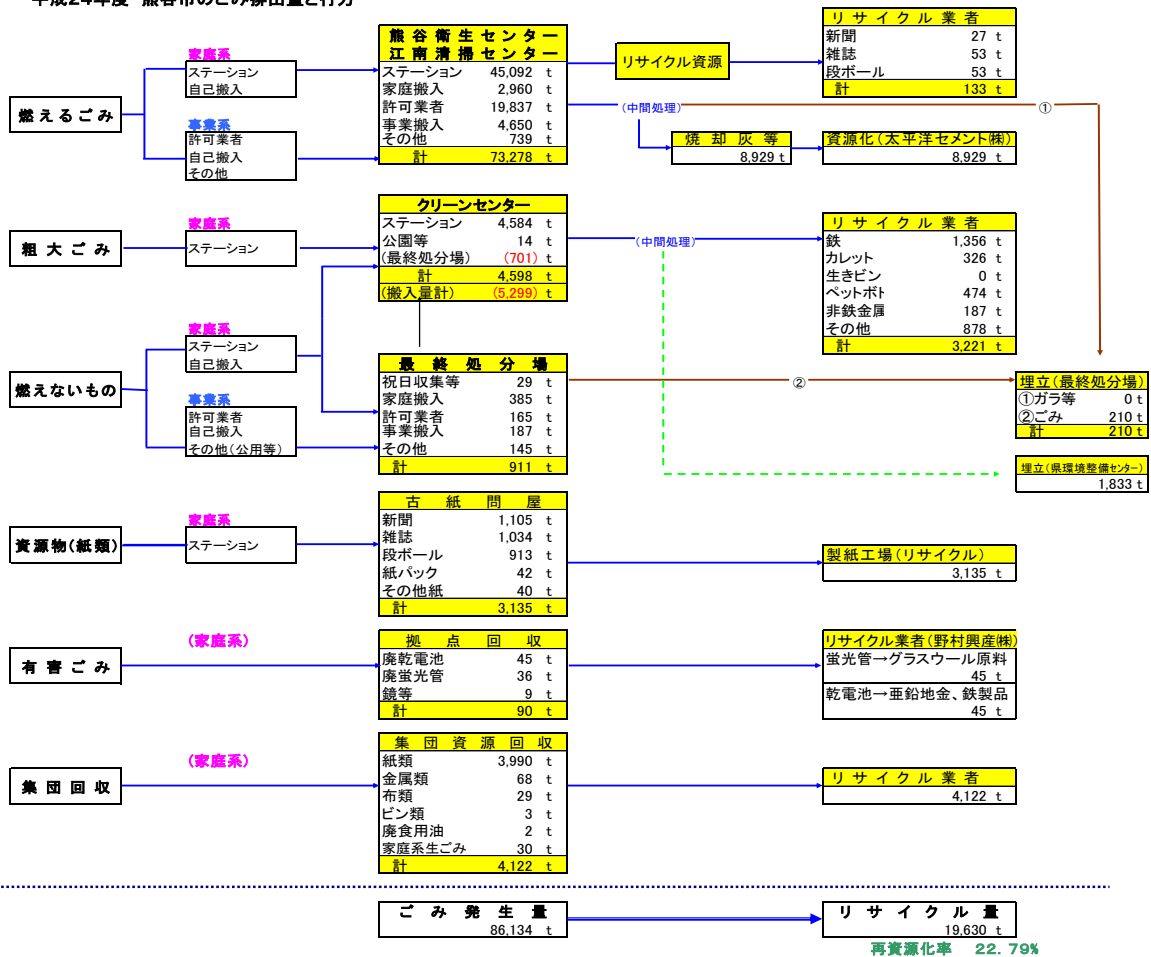
1 ごみ処理フロー（ごみ処理体制）

各家庭から集積所に排出された燃えるごみは、収集・運搬車で可燃物処理施設（大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター・同江南清掃センター）に搬入され、そこで焼却し、発生した焼却灰は太平洋セメント（株）熊谷工場でセメント原料として資源化されます。

各家庭から集積所に排出されたカン・ビン・ペットボトル等は、不燃物処理施設（大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター）に搬入され、そこで破碎・減容化し、リサイクル業者に売却し再資源化されています。

■熊谷市のごみ排出量と行方

平成24年度 熊谷市のごみ排出量と行方



(資料:熊谷市清掃事業概要 平成24年度実績)

2 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の推移

ごみ排出量については、平成20年度から平成24年度までの5年間において、多少の上下はありますが、ほぼ横ばいの状況となっています。

平成24年度は、総排出量に対し、家庭系ごみが68.6%、事業系ごみが31.4%を占めています。

■ごみ排出量の推移

単位 t

年度	H20	H21	H22	H23	H24
家庭系	57,238	56,616	56,230	55,599	56,275
事業系	26,951	24,510	23,652	23,715	25,737
排出量合計	84,189	81,126	79,882	79,314	82,012

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

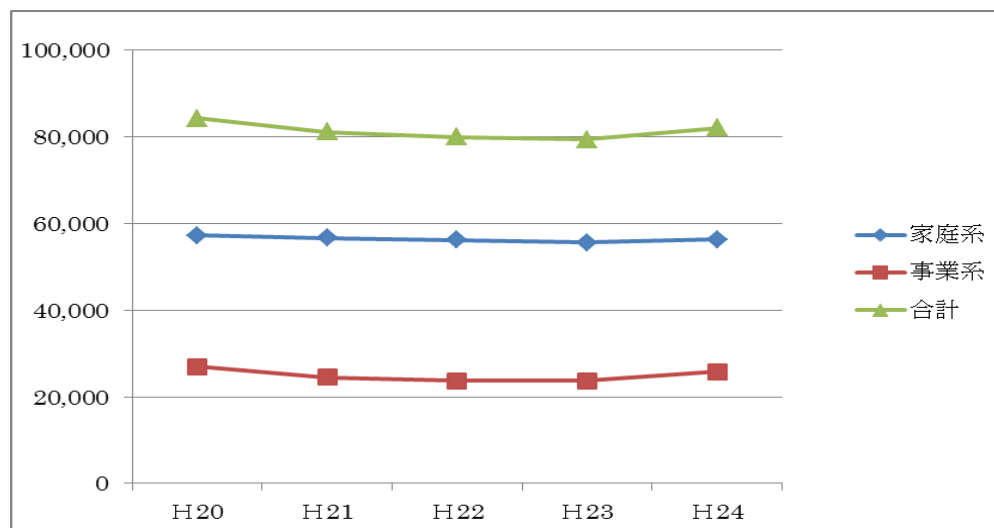
■ごみ発生量（集団回収量を含む）

単位 t

年度	H20	H21	H22	H23	H24
発生量	88,456	85,174	84,024	83,140	86,134

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

■ごみ排出量の推移



※ ことばの定義 前頁（熊谷市のごみ排出量と行方）参照

- ・ごみ排出量 = {燃えるごみ+粗大ごみ+燃えないもの+資源物（紙類）+有害ごみ}の合計量（一般廃棄物処理事業実態調査では『ごみ搬入量』）
- ・ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収量（一般廃棄物処理実態調査では『ごみ総排出量』）
- ・集団回収 = 廃棄物の中で、再利用できる資源物を自治会や子供会等の市民団体が回収し、直接リサイクル業者に渡す制度。このため市が収集した量には算入されない。

(2) 年度別1人1日当たりごみ排出量の推移

市民1人1日当たりの排出量は、平成20年度からの5年間を比較すると、平成23年度までは微減の傾向を見せていましたが、平成24年度は約4%増の1,110gとなりました。全体的にはほぼ横ばいの状態といえます。ただし、本計画の平成25年度の間目標値（計画目標値980g/人・日）からは離れており、さらなる減量化への努力が必要です。

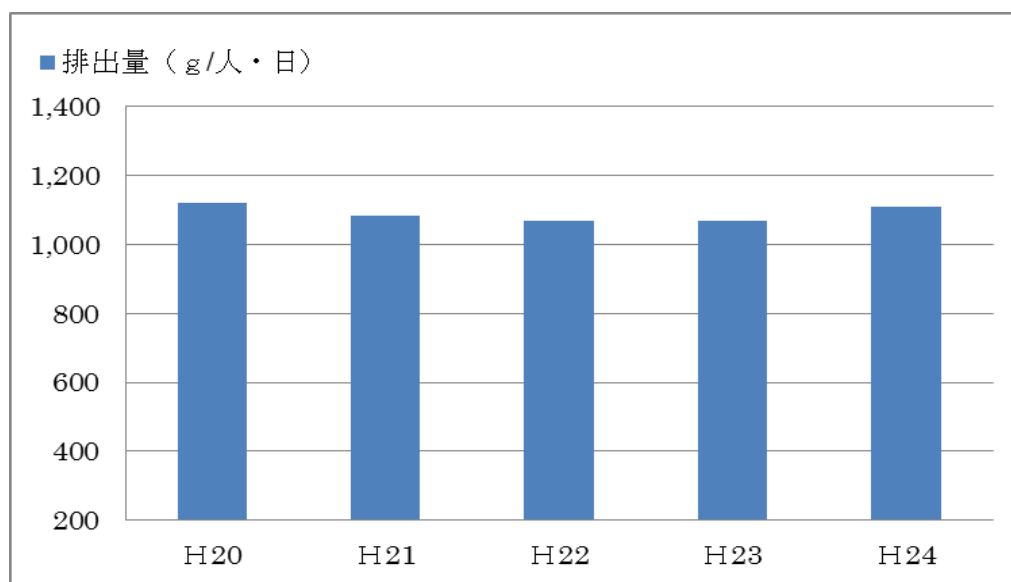
■ 1人1日当たりごみ排出量の推移

単位 g/人・日

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
排出量	1,120	1,083	1,070	1,067	1,110

資料：熊谷市清掃事業概要

■ 1人1日当たりごみ排出量の推移



(3) リサイクル率（資源化率）の推移

ごみ発生量に対するリサイクル量の割合の変化を示した数字です。

平成20年度から平成24年度の5年間で多少の増減はありますが、20%台前半を推移しています。リサイクル率向上のため、抜本的な対策が必要です。

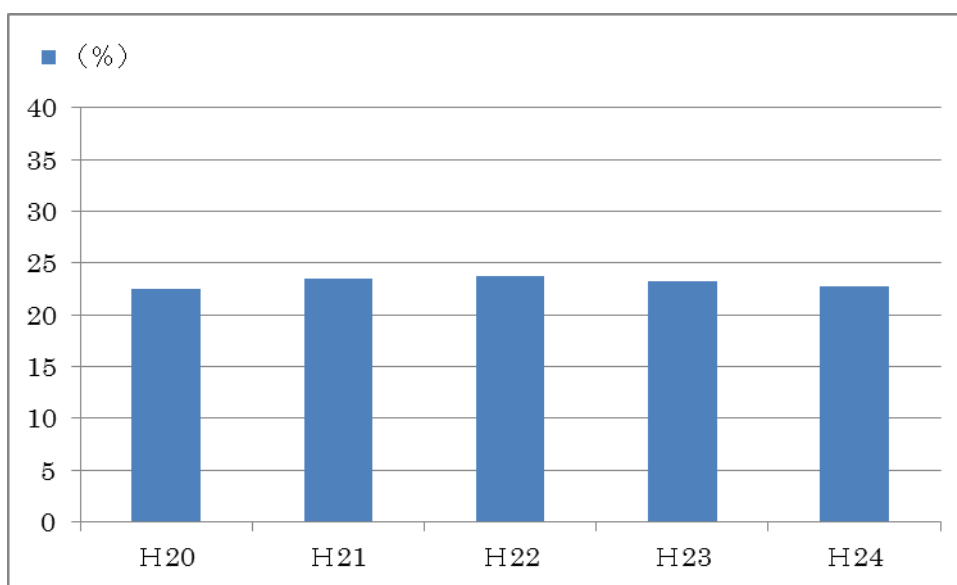
■ リサイクル率の推移

単位：%

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
率	22.5	23.45	23.69	23.20	22.79

資料：熊谷市清掃事業概要

■ リサイクル率の推移



※ リサイクル率 = リサイクル量 ÷ ごみ発生量

※ リサイクル量には以下のものを含まます

- ・ 焼却場に搬入された資源物（新聞、雑誌、段ボール）
- ・ 焼却場の焼却灰（セメント原料に再資源化）
- ・ 粗大ごみ、燃えないゴミの中間処理後の資源物
（鉄、カレット、生きビン、ペットボトル、非鉄金属、その他）
- ・ 集積所で回収された紙資源（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙類）
- ・ 拠点回収の有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管、鏡等）
- ・ 集団回収資源（紙類、金属類、布類、ビン類、廃食用油、家庭系生ごみ）

(4) リサイクル活動回収量（集団回収量）

日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源は自治会や子供会等の市民団体により集団回収が行われており、例年、4,000 t 前後の対象有価物が資源として再利用され、また、ごみの減量化が図られています。

市は、市民団体の活動を支援するため、リサイクル活動推進奨励金を交付しています。

なお、奨励金の対象有価物に平成20年度から廃食用油を、平成22年度からは家庭系生ごみを加えました。

■リサイクル活動推進奨励金交付制度の概要

区分	概要
実施団体	リサイクル活動登録団体数 358（平成24年度） 自治会73、子供会107、学校46、PTA50、長寿会22、その他60
対象有価物	紙類、金属類、布類、ビン類、廃食用油、家庭系生ごみ
奨励金額	4円/kg・4円/ℓ 平成24年度実績 16,489,250円

■リサイクル活動回収量の推移

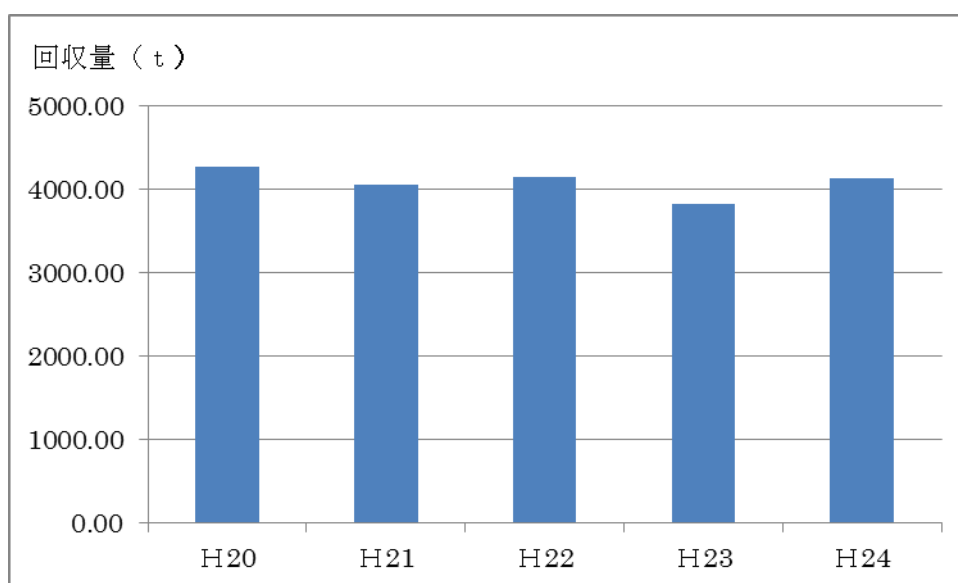
単位：t

年度	H20	H21	H22	H23	H24
回収量	4,267	4,048	4,143	3,826	4,122

※小数点以下四捨五入

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

■リサイクル活動回収量の推移



(5) 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助台数の推移

ごみの減量化を目的として、家庭の生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者に対し、補助をしています。平成22年度以降、生ごみ処理機の購入台数が減少していますが、経済情勢や環境対策商品の購入優先順位意識の変化（ソーラー機器優先）等が考えられます。なお、同制度の周知を図るため、市内及び近隣市町の小売店舗等にチラシやポスターを配布する等、PRも実施しています。

■家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度の概要

区分	概要
交付対象	市内在住（事業所を除く）で、自己所有地又は自己管理下にある土地でこれを使用できる者
補助金額	生ごみ処理容器は1世帯につき2個まで、生ごみ処理機は1世帯あたり1台までを対象としています。（※金額は上限額） 生ごみ処理容器 2,500円/個 生ごみ処理機 15,000円/台

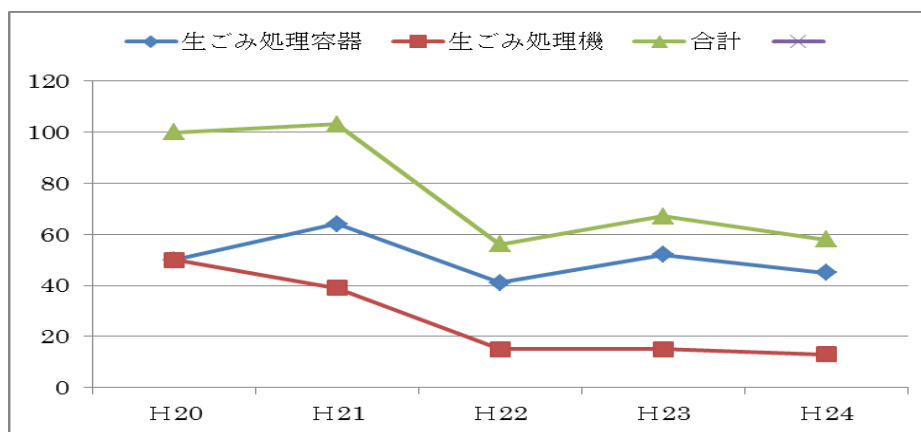
■家庭用生ごみ処理容器等購入費補助台数の推移

単位 台

種類 年度	生ごみ処理容器	生ごみ処理機	合計
H20	50	50	100
H21	64	39	103
H22	41	15	56
H23	52	15	67
H24	45	13	58

資料：熊谷市清掃事業概要

■家庭用生ごみ処理容器等購入費補助台数の推移



(6) 一般廃棄物処理業許可業者数

市内で一般廃棄物の収集運搬および処分を自らの業として行うことを許可した業者数は次のとおりです。

■一般廃棄物処理業許可業者数 H25年度

許可業者数	収集運搬	81社
	処分業	3社

(7) 区域外処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としています。

自区外へ廃棄物を搬出する際は、廃棄物処理法第6条に基づき、搬出先の市町村と搬出元の市町村で協議を行っています。

本市の蛍光管等の有害ごみは他市の事業者が処理し、他市のピンや焼却灰等は市内の事業者が処理し、資源として活用しています。

■「熊谷市からの搬出の例」

蛍光管	北海道北見市	平成21年度～平成25年度
乾電池	群馬県安中市	平成21年度～平成22年度
	北海道北見市	平成23年度～平成25年度

■「熊谷市への搬入の例」

ピン	加須市（平成21年度～平成25年度） 秩父広域市町村圏組合（平成24年度、平成25年度）
焼却灰	さいたま市他（平成21年度 13市町・9広域組合） （平成22年度 12市町・9広域組合） （平成23年度 12市町・8広域組合） （平成24年度 12市町・8広域組合） （平成25年度 14市町・8広域組合）
廃タイヤ	ふじみ野市他（平成21年度～平成25年度 3市・1広域組合）
溶融スラグ	川越市（平成24年度～平成25年度） 所沢市（平成24年度～平成25年度）

3 家庭系ごみ収集・運搬体制

ごみの種類別収集・運搬体制及び直営・委託状況は次のとおりです。

■ごみの種類別排出方法等

種 類	排出方法・排出頻度
燃えるごみ	集積所（ステーション） 週2回 透明又は半透明袋に入れて排出する
不燃ごみ	集積所（ステーション） 水曜日 4週に1回 透明袋に入れて排出する
資源物（カン）	集積所（ステーション） 水曜日 4週に1回 透明袋に入れて排出する
資源物（ビン）	集積所（ステーション） 水曜日 4週に1回 透明袋に入れて排出する
資源物（ペットボトル）	集積所（ステーション） 水曜日 4週に1回 透明袋に入れて排出する
資源物（紙類）	集積所（ステーション） 週1回 束ねて排出する
粗大ごみ	集積所（ステーション） 週1回 そのまま排出する
家電リサイクル法対象品目	販売店または専門処理業者に相談
有害ごみ（電池・蛍光灯等）	指定場所収集（本庁舎・行政センター・公民館等） 包装せずそのまま排出する
処理施設で受入不能ごみ	販売店または専門処理業者に相談
一度に多量のごみ（引越し）	一般廃棄物収集運搬業許可業者又は自己搬入
パソコン等	メーカーに相談
ハートフル収集	高齢者世帯・障害者世帯等対象に訪問収集
有料リクエスト収集	大型家具等要望に応じて訪問収集（H21から）
事業系ごみ	一般廃棄物収集運搬業許可業者又は自己搬入

※資源ごみのうち、金属類は不燃ごみ、自転車は粗大ごみ、及び使用済み小型家電製品等は
不燃・粗大ごみでそれぞれ収集を行っている。（平成25年9月現在）

■自己搬入先

燃えるごみ・資源物（紙類）	大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター 同上 江南清掃センター
燃えないもの・粗大ごみ	熊谷市一般廃棄物最終処分場

■収集運搬体制（直営・委託）

地 域	現 行
熊谷地域	直営・委託
大里地域	委託のみ
妻沼地域	委託のみ
江南地域	委託のみ

4 施設の現状

処理施設のうち、可燃物処理施設（熊谷衛生センター、江南清掃センター、深谷清掃センター）及び不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター）は、大里広域市町村圏組合で管理運営をしています。大里広域市町村圏組合は熊谷市、深谷市、寄居町により組織され、これらの施設の管理運営のほか、広域行政計画の策定、介護保険事務を取り扱います。

区分	熊谷市	深谷市	寄居町
人口	202,397	146,189	35,672
世帯	82,233	55,910	14,024

資料：住民基本台帳（平成25年4月1日）

（1）大里広域市町村圏組合立 熊谷衛生センター

施設概要	熊谷市西別府583-1	
	第1工場	第2工場
	可燃物処理施設 昭和55年4月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力 70t/24h×2炉	可燃物処理施設 平成元年9月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力 85t/24h×2炉
現状	<p>第1工場は平成13年5月（平成15年3月完成）、第2工場は平成11年9月（平成13年3月完成）に、ダイオキシン対策として排ガス高度処理施設整備工事を行うとともに、施設に一部改良工事を行い延命化を図った。</p> <p>平成18年度からは市町村合併により構成市町が熊谷市、深谷市及び寄居町になったことに伴い、搬入区域の見直しが行われた。</p> <p>また、平成22年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定し、施設の基幹部分の大規模な改良工事を実施することにより、機能保全と延命化を図っている。</p>	

平成24年度、熊谷市の搬入量は全搬入量の78.7%を占めています。

■搬入量

単位：t

年度	H20	H21	H22	H23	H24
熊谷市	64,348	62,185	62,245	61,694	63,380
深谷市	16,713	16,762	17,110	16,512	17,200
寄居町	91	93	1	1	1
合計	81,152	79,040	79,356	78,207	80,581

資料：大里広域市町村圏組合概要

※平成22・平成23年度に、深谷市清掃センターへ0.5t、0.31tの搬入実績あり。

(2) 大里広域市町村圏組合立 江南清掃センター

施設概要	熊谷市千代9
	可燃物処理施設 昭和54年12月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力 50t/24h×2炉
現状	<p>平成13年5月(平成15年3月完成)に、ダイオキシン対策として排ガス高度処理施設整備工事を行うとともに、施設の一部改良工事を行い延命化を図ってきた。</p> <p>平成19年2月熊谷市と江南町の合併に伴い、搬入区域の見直しが行われた。</p> <p>また、平成22年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定し、施設の基幹部分の大規模な改良工事を実施することにより、機能保全と延命化を図っている。</p>

平成24年度、熊谷市の搬入量は全搬入量の43.9%を占めています。

■搬入量

単位：t

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
熊谷市	10,675	9,917	8,979	8,722	9,897
深谷市	4,926	5,491	5,103	4,197	4,409
寄居町	9,796	9,255	9,108	9,090	8,234
合 計	25,397	24,663	23,190	22,009	22,540

資料：大里広域市町村圏組合概要



(3) 大里広域市町村圏組合立 大里広域クリーンセンター

施設概要	熊谷市大麻生200-2	
	不燃物処理施設 昭和58年4月稼動 横型回転式破砕機 処理能力 60 t/5h	ペットボトル減容化施設 平成12年4月稼動 処理能力 4 t/5h
現状	不燃物処理施設は、昭和58年4月に稼動し、平成7年5月に金属プレス機の設置、又平成11年12月には、ペットボトル減容化施設の建設等が行われた。	

平成24年度、熊谷市の搬入量は全搬入量の51%を占めています。

■ 搬入量

単位：t

年度	H20	H21	H22	H23	H24
熊谷市	5,414	5,370	5,316	5,335	5,299
深谷市	4,388	4,330	4,327	4,005	4,255
寄居町	839	813	821	818	828
合計	10,641	10,513	10,464	10,158	10,382

資料：大里広域市町村圏組合概要



(4) 熊谷市一般廃棄物最終処分場

施設概要	熊谷市拾六間76-1
	平成4年4月稼動
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て処分場 ・浸出水処理施設 前処理施設、原水ピット 生物処理施設、物理化学処理設備 汚泥処理設備、制御盤 薬注設備
埋立容量	123,038 ^m
埋立物	ガラ、不燃物の一部等

■埋立量

単位：^m

年度	H20	H21	H22	H23	H24
埋立量	98	115	98	398	240

※覆土を含めた埋立量

資料：熊谷市清掃事業概要

平成13年度以降に実施しているごみ焼却灰のセメント再資源化事業の進展により、最終処分場の延命化が図られています。

また、過去5年間の埋め立て量の推移をみると、平成23年に発生した東日本大震災後の罹災瓦礫等の処理のため、埋め立て量が一時的に増加していますが、平成25年度現在、埋め立て可能な容量が62,022^mであり、過去10年間の平均値(325^m)から考慮すると、本計画期間内における新たな用地確保の必要性は少なくなっています。

5 ごみ処理経費

(1) 収集運搬経費

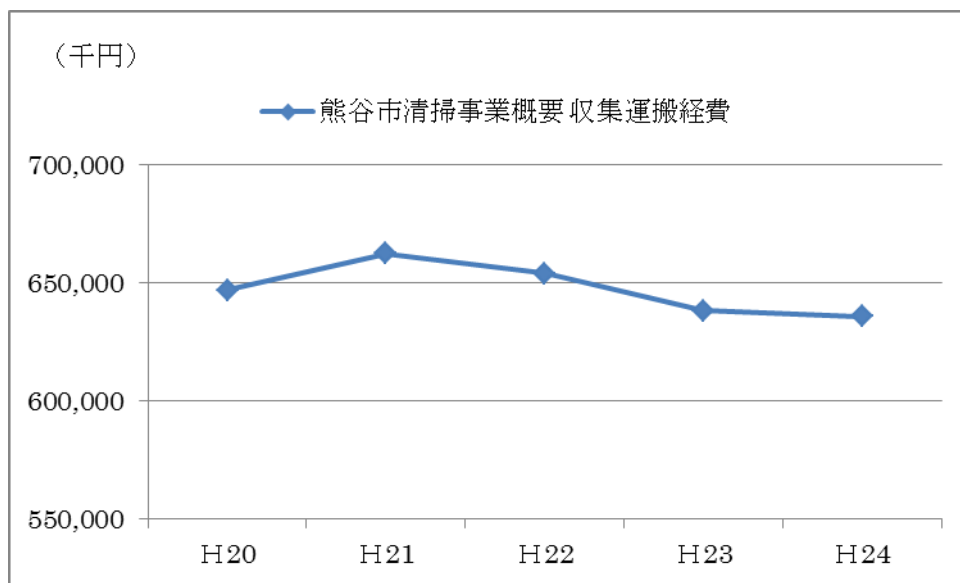
収集運搬経費とは、家庭系ごみの収集運搬業務にかかる人件費、環境美化センターの維持管理経費、収集運搬業務委託費等の経費です。

平成25年度から委託地域を拡大し、およそ70%の委託率となっています。収集運搬経費は平成21年度以降おおむね減少傾向にあります。

■ 収集運搬経費 単位：円

年 度	収集運搬経費
H20	647,049,812
H21	662,588,105
H22	654,210,620
H23	638,246,893
H24	635,984,345

資料：熊谷市清掃事業概要



(2) 焼却経費

焼却経費とは、大里広域市町村圏組合が管理している可燃物処理施設（熊谷衛生センター、江南清掃センター、深谷清掃センター）を管理運営していくための一般管理費、施設補修費、運転管理委託費、光熱水費、薬剤費、環境分析費等の経費です。

下表に本市負担金額の経年変化を示しました。

経費の増減につきましては、焼却施設各部の施設修繕費、燃料や光熱水費等により変化します。

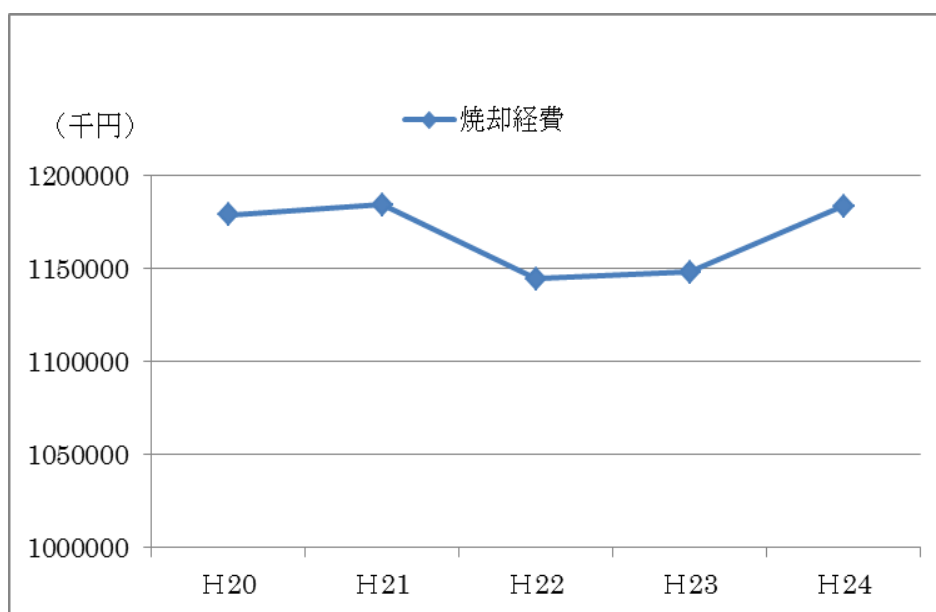
また、平成23年3月にごみ処理施設長寿命化計画が策定され、大里広域市町村圏組合において焼却施設の長寿命化工事を行っています。

■ 焼却経費

単位：千円

年 度	焼却経費
H20	1,179,059
H21	1,184,659
H22	1,144,682
H23	1,148,215
H24	1,183,854

資料：大里広域市町村圏組合提供資料、熊谷市清掃事業概要



(3) 不燃物処理経費

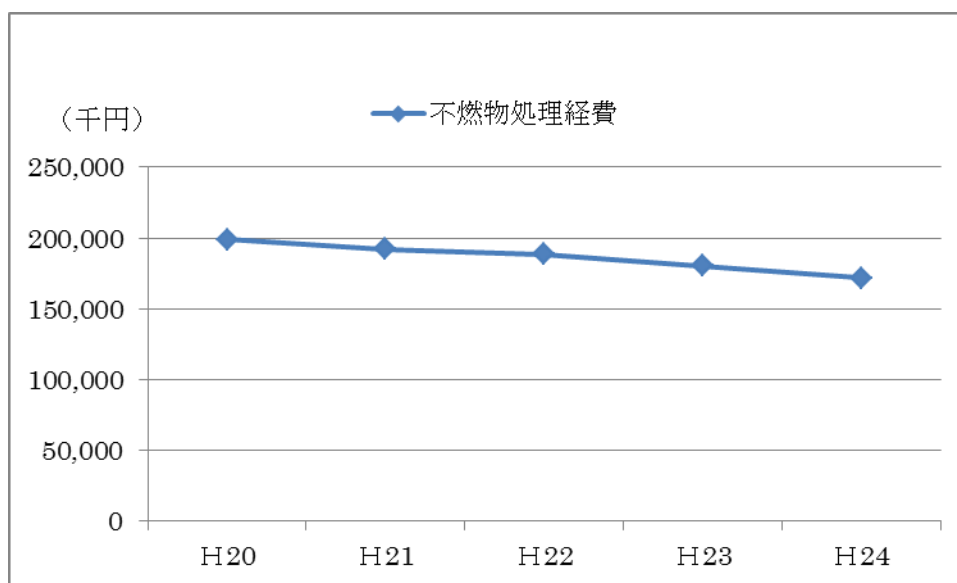
不燃物処理経費とは、大里広域市町村圏組合が管理している不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター）を管理していくための一般管理費、施設補修費、運転管理委託費、最終処分費等の経費です。

下表に本市の負担金額の経年変化を示しました。

■ 不燃物処理経費 単位：千円

年 度	不燃物処理経費
H20	198,745
H21	191,962
H22	188,476
H23	180,312
H24	171,625

資料：大里広域市町村圏組合提供資料、熊谷市清掃事業概要



6 ごみ処理の課題

ごみの減量化と環境保全のため、各段階において次のような課題があります。

区 分	課 題
排出前段階	<p>人口の減少傾向はありますが、ごみの発生量は横ばいで推移しています。世帯の少人数化による小規模な商品の大量消費によるライフスタイルを見直す中で、リフューズを含めリデュースを考える必要があります。</p>
排出段階	<p>さらなるごみの減量化を図るため、市民・事業者が発生・排出抑制の推進や分別の徹底を図る必要があります。指定袋制度の導入などの有効な手段について検討の必要があります。</p> <p>また、燃えるごみの中の資源化（リサイクル）できる紙製容器包装や廃プラスチック類、木質系ごみの分別の細分化について検討の必要があります。</p>
	<p>現在、粗大・不燃ごみに含まれる使用済み小型家電等の処理方法を検討する必要があります。</p>
収集・運搬段階	<p>排出段階に合わせた収集・運搬体制の確立と災害時の対応の確立について検討の必要があります。</p>
中間処理段階	<p>1 可燃物処理施設 （熊谷衛生センター・江南清掃センター・深谷清掃センター）</p> <p>近年は、廃プラスチック類や剪定枝等の増加によりごみ質が変化してきており、施設への負荷が増大しています。</p> <p>焼却施設全体として各部に劣化が見られるため、ごみ処理施設長寿命化計画により、熊谷衛生センターから長寿命化工事に着手しました。</p>

区 分	課 題
中間処理段階	<p>2 不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター） 施設完成から30年を経ており、全体に劣化が見られるため、整備計画の検討が必要です。</p> <p>3 災害廃棄物の処理 突発的に発生する大量の災害廃棄物の処理について、可燃物処理施設及び不燃物処理施設の処理能力に見合うように、民間活力を視野に入れたシステムを検討する必要があります。</p>
最終処分段階	<p>熊谷市一般廃棄物最終処分場 焼却灰は市内セメント工場でセメント原料として資源化されています。埋立容量は、当面確保されている状況です。</p> <p>最終処分場と同時に建設された浸出水処理施設については、竣工から21年が過ぎているため、部分的劣化の可能性を考慮し、施設の更新も視野に入れながら、周辺環境に悪影響を与えぬよう適正な運転管理を実施していく必要があります。</p>

第4節 ごみ処理行政の動向

国は廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき平成22年12月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(改正平成22年12月20日 環境省告示第130号)を改正し、平成19年度に対し、平成27年度において、総排出量を5%削減、再生利用量を約20%から約25%に増加させ、最終処分量を約22%削減する方針を打ち出しています。

また、平成24年7月には、地域で循環できるものはなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものは循環の輪を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくために「地域循環圏形成推進ガイドライン」を示しました。そして、平成25年4月には個別物品の特性に応じた規制に「小型家電リサイクル法」を加えました。

このような状況の中、平成25年5月には「循環型社会形成推進基本法」に基づき「第3次循環型社会形成推進計画」が閣議決定されました。これは、これまでの循環を量の面からとらえた「廃棄物の減量化を重視しつつリサイクル等を推進していく」段階から、循環を質の面からもとらえ、「廃棄物等を貴重な資源として一層活用し、資源生産性を高めることで天然資源の消費抑制に取り組む」という段階に移行しようとするものです。

■ 目標値（環境省が定める基本方針）

国 目標値	H19（現状値）	H27（目標値）
総排出量	5,100万t	→ 約5%削減
再生利用量	20%	→ 約25%増加
最終処分量	640万t	→ 約22%削減

埼玉県においては、国の基本方針に即すとともに、循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、今後の廃棄物行政の指針として、平成23年3月に第7次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、次のとおり廃棄物の削減目標値を定めています。

■ 目標値

県 目標値	H20（実績）	H28（目標値）
1人1日あたりの生活系ごみ排出量※1	698（g/人・日）	642（g/人・日）
事業系ごみ排出量	602（千t/年）	478（千t/年）
1人1日あたりの最終処分量	65（g/人・日）	55（g/人・日）

※1 事業系一般廃棄物の量及び集団回収量を除いた目標値。

市では、これまで3Rを推進するため、分別収集やP T A・自治会等が行う資源の集団回収活動に対する奨励金の交付、リサイクルフェアの開催等の再利用の促進、家庭用生ごみ処理容器等購入補助の交付、また市報等による啓発活動により、ごみの減量化に取り組んできました。

このような状況の中、熊谷市総合振興計画では、1人1日あたりのごみ排出量を次のとおり定めています。

■目標値

市 目標値	前期めざそう値 (平成24年度)	現状値 (平成23年度)	めざそう値 (平成29年度)
1人1日あたりの排出量	1,000g	1,067g	900g

資料：熊谷市総合振興計画

第2章 基本方針

第1節 基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念を次に定め、ごみ問題に取り組みます。

「3Rを基本とする循環型社会の構築」

2 基本方針

基本理念を受け、以下の3つを基本方針とします。

1. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進
2. 市民・事業者・市におけるパートナーシップ（協働）の充実
3. 環境に配慮したごみ処理システムの構築

1. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進

循環型社会を形成するためには、3Rの実践が必要です。

3Rの中でも特に、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を優先して、それでも排出されるごみは再生利用（リサイクル）します。

2. 市民・事業者・市におけるパートナーシップ（協働）の充実

循環型社会を形成するためには、市民・事業者・市が協働して、それぞれの役割と責務を果たしていくことが必要です。

それぞれの役割を明確にして、相互の連携を図っていきます。

また、3Rを推進するために市民・事業者に対し、市はごみ問題に関する情報を発信し理解を深めてもらい、自発的取り組みを支援していきます。

3. 環境に配慮したごみ処理システムの構築

ごみの資源化・処理・処分工程において、循環型ごみ処理体制の確立やごみ処理施設の整備等、ごみ処理システムを構築します。

第2節 市民・事業者・市・大里広域の役割と責務

施策を進めるにあたり、市民・事業者・市・大里広域市町村圏組合（大里広域）の役割を示します。

主 体	内 容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚をもって、ごみの減量化への取組の中心的な役割を担っていきます。 ・大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにします。 ・市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加します。 ・耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底します。 ・再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備をします。 ・商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不要になった商品の資源化方法をPRします。 ・過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、率先して発生抑制、再使用、再生利用に努めます。 ・市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会を提供します。 ・自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。 ・ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知を徹底します。 ・分別区分の見直しとこれに伴う収集体制の見直しの検討を行います。 ・循環型社会の構築のための新たな施策の検討を行いません。
大 里 広 域	<ul style="list-style-type: none"> ・大里広域は、施設の適正な管理を行います。 ・搬入者に対して、ごみ減量化・資源化・分別搬入の指導を行います。 ・焼却灰のセメント資源化を継続して推進します。 ・ごみの排出抑制・資源化を推進して、埋立処分量の削減に努めます。 ・施設見学等においてごみ減量化・資源化・分別等の啓発を行います。

第3節 数値目標

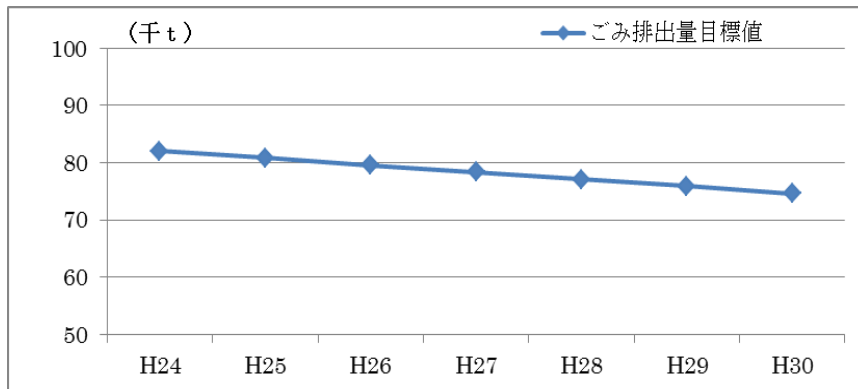
熊谷市総合振興計画後期計画の目標値（1人1日当たりのごみ排出量・市民1人当たりの資源物回収率）を勘案し、計画期間の平成30年度の目標値達成に向けて様々な施策を行います。

■ 目標値

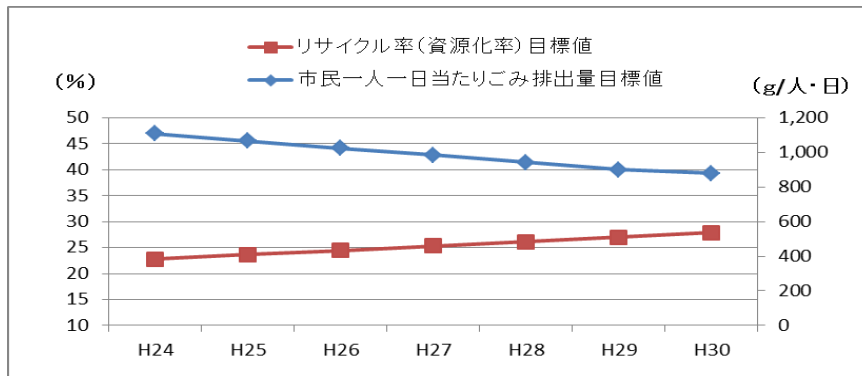
年 度	現状 平成24年度	総合振興計画 めざそう値 平成29年度	計画目標 平成30年度
ごみ排出量	82,012 t	75,847 t※1	74,614 t
市民1人1日当たりごみ 排出量	1,110 g	900 g	880 g
市民1人当たりの資源物回収率 (資源化量÷発生量)	22.79%	27.00%	27.84%

※1 人口を総合振興計画で目指す23万人とし、市民一人当たりのごみ排出量の目指そう値及び平成30年度の目標値より推計

■ ごみ排出量目標値



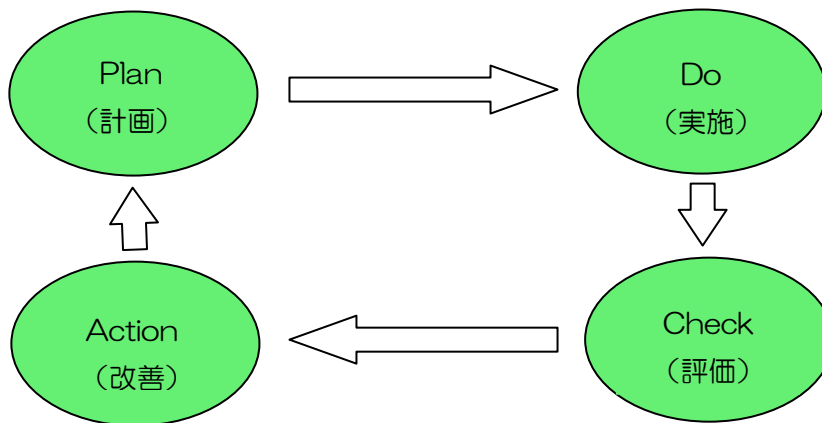
■ 市民1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率（資源化率）目標値



第4節 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、その取り組みと達成状況の確認が必要となります。そのため「PDCA サイクル」により、計画を管理していくこととし、毎年度の進行管理と最終年度時の平成30年度に計画の評価・見直しを行うこととします。

「PDCA」サイクルのイメージ

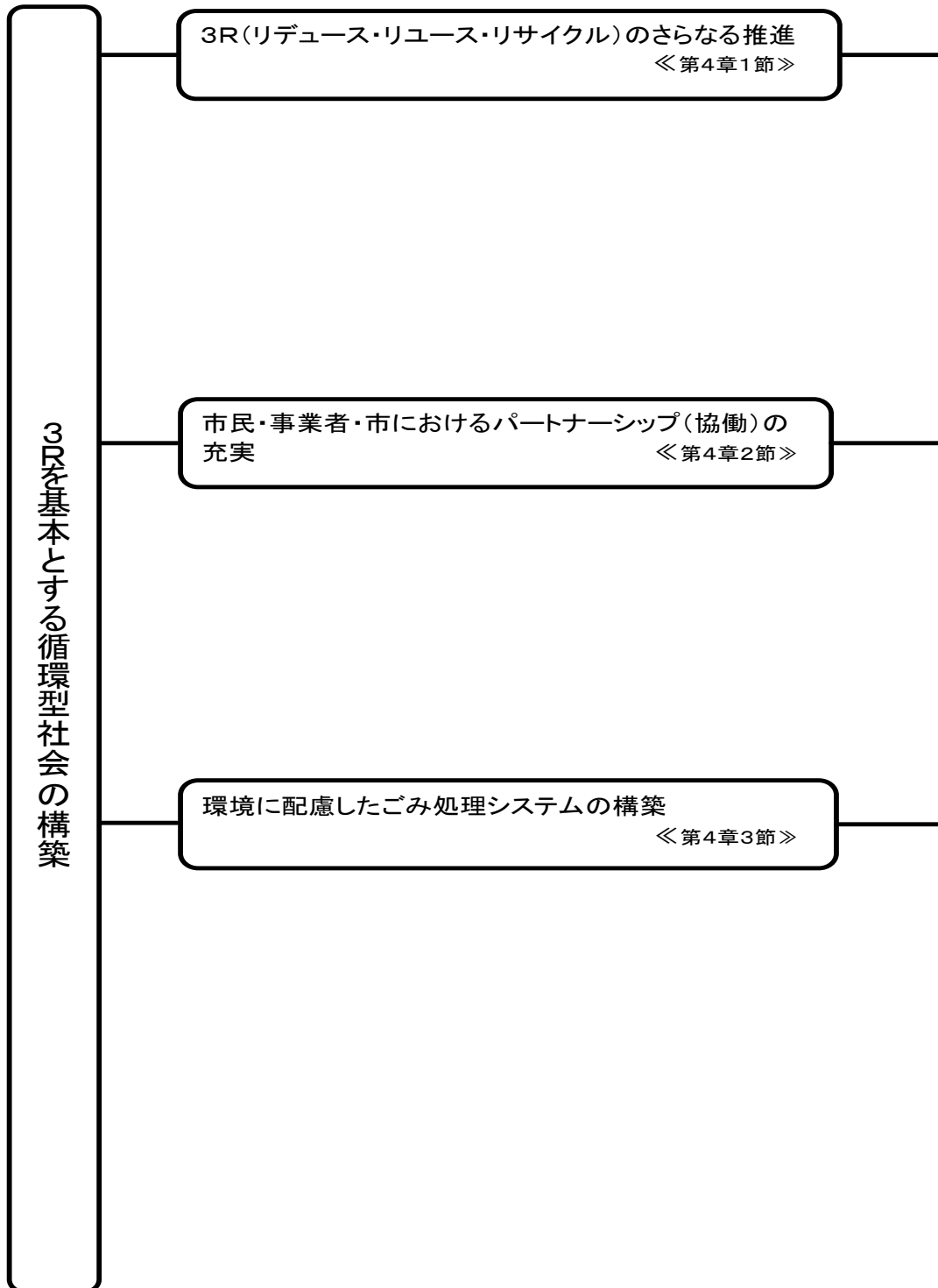


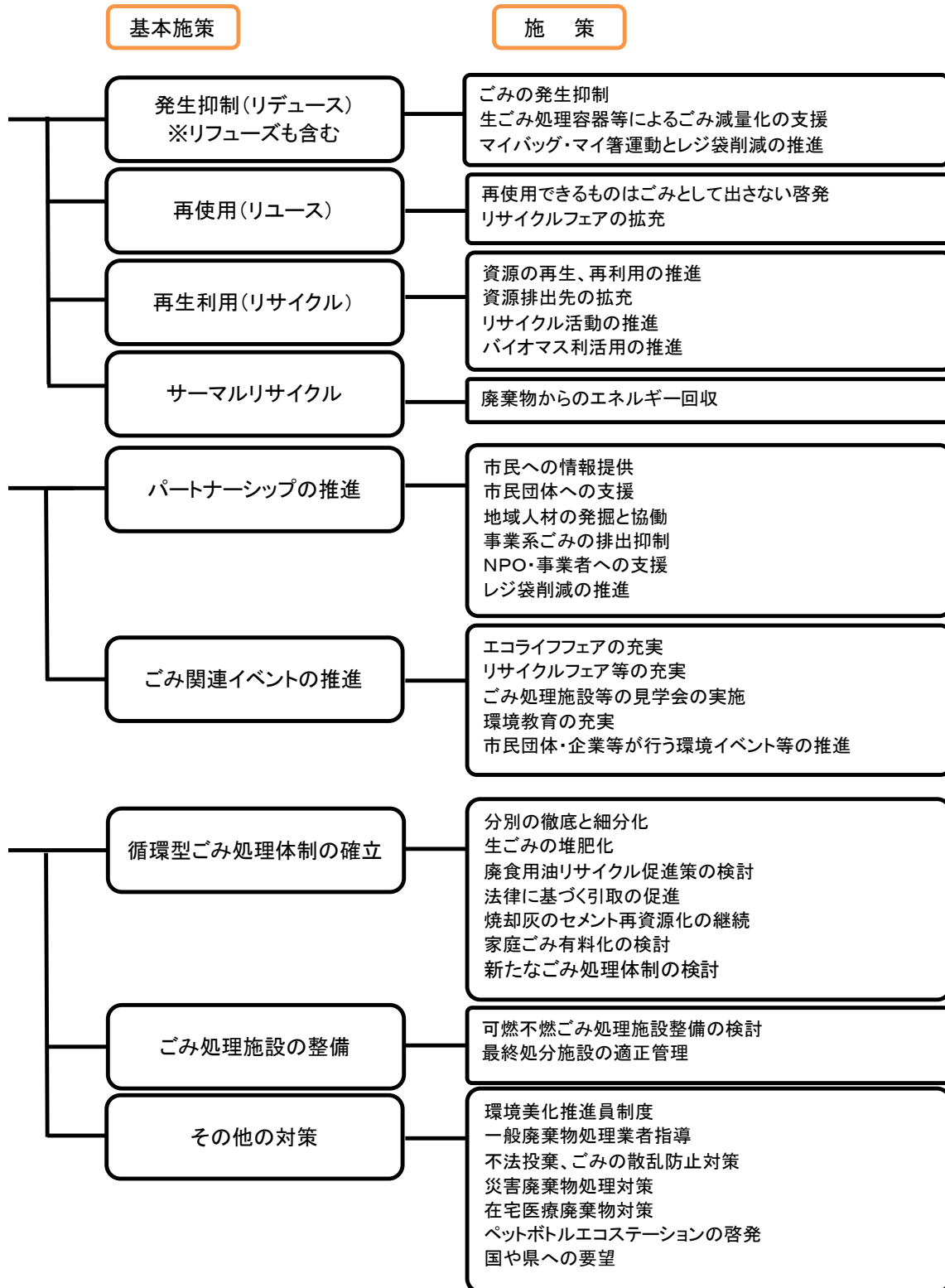
Plan (計画)	これまでの実績や将来の予測を基に計画を作成する。
Do (実施)	計画に沿って様々な施策を実施する。
Check (評価)	計画に沿った実施状況を確認・評価する。
Action (改善)	評価された実施状況により、計画を改善する。

第3章 施策の体系

基本理念

基本方針





第4章 ごみ処理計画

基本理念・基本方針のもと、次の施策を展開します。

第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進

1 発生抑制（リデュース）

施 策	内 容
ごみの発生抑制	生産者に、再利用、再資源化に適したものづくりを働きかけます。 小売業者に、適正包装と資源化に向けた使用済み商品等の店頭回収の促進を働きかけます。 消費者に、必要なもの以外は買わず、過剰包装を断る（リフューズ＝4つ目のR）よう啓発します。
生ごみ処理容器等によるごみ減量化の支援	生ごみ処理に関する情報を市民に提供していきます。 生ごみ処理容器・生ごみ処理機等の購入世帯に支援を行います。
マイバッグ・マイ箸運動とレジ袋削減の推進	マイバッグ・マイ箸運動を推進し、ごみの減量に対する意識の向上を図ります。また、事業者・市民団体等とレジ袋削減の協議を継続して行います。

2 再使用（リユース）

施 策	内 容
再使用できるものはごみとして出さない啓発	使い捨てではなく、何度も使える容器に入った製品を選ぶことや、まだ使える服などを必要としている人に譲るなど、家庭でできるリユースの提案を市民に行います。
リサイクルフェアの拡充	現在、実施しているリサイクルフェアや行政センターにて実施しているミニリサイクルフェアを継続して実施します。 また、常設のリユースプラザの設置等リユース推進の環境づくりを検討します。

3 再生利用（リサイクル）

施 策	内 容
資源の再生、再利用の推進	資源を有効活用するため、地域での集団回収の輪が広がるよう啓発します。 再生品を使った商品など、環境にやさしい商品を選択するよう啓発を行います。
資源排出先の拡充	販売店における店頭回収、公共施設などにおける拠点回収など、分別排出の機会を増やしていきます。
リサイクル活動の推進	自治会やPTA等が自主的に行う集団回収活動に対し支援を行うとともに、実施方法などの情報提供を行い、ごみの減量化・資源化を促進します。
バイオマス利活用の推進	稲わら、麦わら等の農作物未利用バイオマスの利活用について調査検討します。 公共施設や家庭から出る剪定枝等木質系ごみの資源化について検討します。また、家庭でのリサイクル促進のため、枝葉破砕機等の普及策も併せて検討します。

4 その他のリサイクル

施 策	内 容
廃棄物からのエネルギー回収	サーマルリサイクルの一環として、熊谷衛生センター・江南清掃センターでは、熱回収事業を実施しています。廃棄物を資源としてとらえた、エネルギーの回収利用方策を、大里広域市町村圏組合とともに継続して検討します。

第2節 市民・事業者・市における パートナーシップ（協働）の充実

1 パートナーシップの推進

施 策	内 容
市民への情報提供	市民と情報を共有し、ごみ減量化の推進を図ります。 市報やインターネット等により情報を提供します。
市民団体への支援	自主的なリサイクル活動等を行っている市民団体等に対し、情報提供を行うとともに、活動の輪が広がるよう、共同で広報における市民団体等のPRを行います。
地域人材の発掘と協働	地域でごみ減量等を実践している方の知識を広く活用できるよう、事例募集やその紹介を行います。また、そうした人材の発表機会の創出等、市との協働を検討します。
事業系ごみの排出抑制	事業系ごみの排出抑制について啓発を行います。 事業系ごみの減量化・資源化について情報を提供します。
NPO・事業者への支援	減量化・資源化を行うNPO・事業者に対し、情報の提供等を行います。
レジ袋削減の推進	市民団体・小売業者との連携により、レジ袋削減運動を推進します。

2 ごみ関連イベントの推進

施 策	内 容
エコライフフェアの充実	エコライフフェアを通じて、ごみ排出抑制、資源化、ごみ減量化等の啓発を行います。
リサイクルフェア等の充実	ごみ集積所等に出された、まだ使うことのできる家具や自転車、古本、衣類等をリサイクルフェア等で市民に提供し、ごみ減量や3Rについて啓発を行います。また、各行政センターで実施しているミニリサイクルフェアについても継続して実施します。
ごみ処理施設等見学会の実施	児童・生徒及び市民を対象にごみ処理施設等の見学会を実施し、資源化、減量化に対する理解を深めます。
環境教育の充実	<p>全小学校6年生に対し、キッズISO入門編により、省エネルギー及びごみの減量化についての啓発を行います。</p> <p>施設見学会、出前講座等を活用し環境教育の充実を図っていきます。</p> <p>ごみ減量化・資源化に関して広報やホームページにより積極的な情報提供や学習機会の拡充を行い、住民及び事業者の意識啓発を行っていきます。</p> <p>環境保全活動リーダー等の育成を図ります。</p> <p>小学生を対象にしたリサイクル工作教室を開催する等、資源化への理解を深める取り組みを行います。</p>
市民団体・企業等が行う環境イベント等の推進	市民団体、企業等が実施する環境イベント等の支援を行います。環境イベントに対し、多くの市民が参加できるよう情報提供を行います。

第3節 環境に配慮したごみ処理システムの構築

1 循環型ごみ処理体制の確立

施 策	内 容
分別の徹底と細分化	現在行っているカン・ビン・ペットボトル・紙類等の分別の徹底を図るとともに、廃棄自転車等の資源化やプラスチック製容器包装品の分別収集の導入に向け検討します。
生ごみの堆肥化	事業者や家庭から出る生ごみの堆肥化を計画する事業者に対し、情報提供等の支援を行います。
廃食用油リサイクル促進策の検討	集団回収以外にも廃食用油のリサイクル促進策を検討します。
法律に基づく引取の促進	容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の個別物品に応じた規制の対象品目の適切な処理の促進を図ります。
焼却灰のセメント再資源化の継続	中間処理施設から排出された焼却灰を有効利用するため、市内工場にてセメント再資源化事業を継続します。
家庭ごみ有料化の検討	家庭ごみの有料化は、ごみの排出量に応じて費用を負担する仕組みで、ごみの分別の徹底や不用品の購入抑制、多量排出者と少量排出者の不公平感を低減するといった効果が期待できます。 また、この前段階として、ごみ袋の指定袋化による分別収集の徹底化の方法を検討します。 しかしながら有料化は実施するにあたり、市民への新たな負担が生じることにもなるため、他の減量化の施策を進めるなかで、その効果を勘案しながら検討します。
新たなごみ処理体制の検討	廃棄物からのエネルギー回収やバイオマスの利活用について引き続き検討します。 また、地域循環圏づくりについて、県や大里広域市町村圏組合とともに検討します。

2 ごみ処理施設の整備

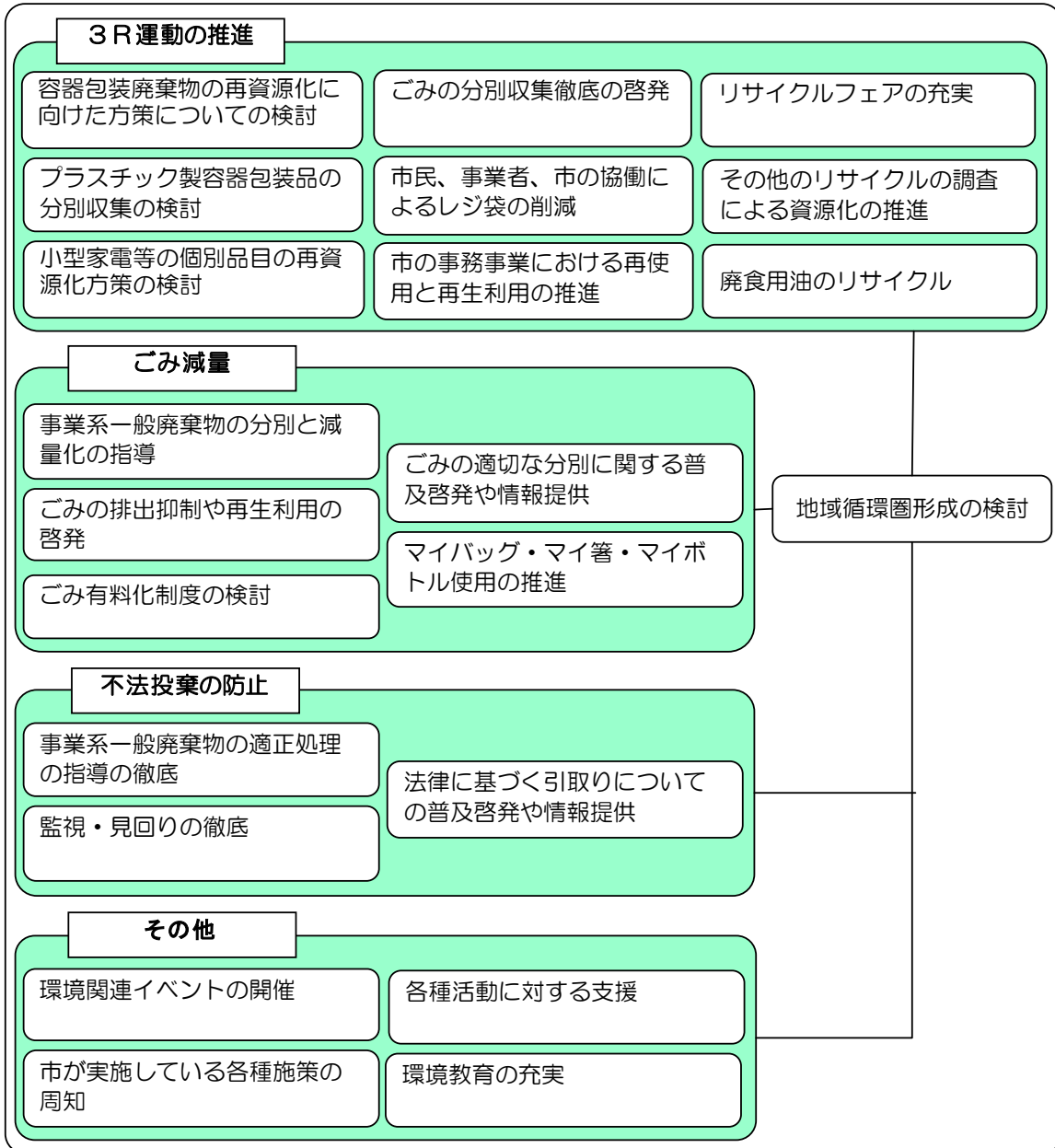
施 策	内 容
可燃不燃ごみ処理施設整備の検討	分別収集体制に則したごみ処理施設の整備について、大里広域市町村圏組合及び構成市町と協議・検討を行います。
最終処分施設の適正管理	焼却灰の有効利用により埋立ごみの減量化を継続し、最終処分場の適正な維持管理を行います。また、最終処分場と同時に建設された浸出水処理施設は、竣工から21年が過ぎ、部分的な劣化を生じることもあるため、施設の更新も視野に入れながら、周辺環境に悪影響を与えぬよう浸出水処理施設の適正な運転管理に努めます。

3 その他の対策

施 策	内 容
環境美化推進員制度	環境美化推進員を通じてごみ集積所への適正排出の指導を行います。 環境美化推進員を対象とした研修会等を実施し、ごみ処理行政への理解と協力を求めています。
一般廃棄物処理業者指導	一般廃棄物処理業者に対し、事業系ごみの適正な排出指導の徹底を図ります。
不法投棄、ごみの散乱防止対策	県や関係機関と連携し、廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、不法投棄及びごみの散乱防止について啓発を進めます。
災害廃棄物処理対策	災害時における周辺市町、周辺一部事務組合及び国や県との連携により、引き続き処理体制の確保を図ります。 他の地域において災害が発生したときには、速やかに支援が行えるような体制整備を検討します。
在宅医療廃棄物対策	高齢化社会が進む中で、今後増えることが予想される在宅医療廃棄物について、処理方法についての周知を図ります。
ペットボトルエコステーションの啓発	ペットボトルエコステーション制度の周知・啓発に努めます。
国や県への要望	循環型社会実現のための施策及び各自治体だけでは解決が困難な問題については、国や県に要望し、協力を求めています。

第5章 循環型社会形成のためのアクション

1 市のアクション



2 市民のアクション

● 3R運動の推進

- ・リサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- ・生ごみ処理容器を導入し、堆肥化を進めましょう。
- ・使い捨て製品より、リサイクルできる製品を優先的に購入しましょう。
- ・故障しても修理して、一つのことを大事に長く使用するようにしましょう。
- ・環境ラベルの表示されている環境に配慮した製品を購入しましょう。
- ・ごみの分別を徹底し、カン、ビン、ペットボトル、紙類、廃棄自転車、使用済み小型家電は資源物として集積所へ出しましょう。
- ・店頭回収や不用品交換などに積極的に参加しましょう。
- ・ごみを資源として再利用しましょう。
- ・容器包装類の再資源化に協力しましょう。

● ごみ減量

- ・自ら買い物袋やマイバッグ、ふろしき等を持参し、レジ袋の利用を控えましょう。
- ・マイ箸を使用し、割り箸の使用を自粛しましょう。
- ・マイボトルを使用しましょう。
- ・簡易包装がされている商品、詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を選択しましょう。
- ・耐久性のある商品を購入するように心がけましょう。
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパーは再生紙を使用した製品を利用し、必要以上の使用を控えましょう。
- ・ごみを排出する責任と自覚を持ちましょう。
- ・ごみの排出抑制や再使用を優先したライフスタイルにしましょう。
- ・生ごみの水切りを徹底しましょう。
- ・食材は必要量だけ購入し、無駄をなくし食品廃棄物を減らしましょう。

● 不法投棄の防止

- ・家電リサイクル法対象品目は、家電リサイクル法に基づき適正に処理しましょう。
- ・パソコンは、資源有効利用促進法に基づき適正に処理しましょう。
- ・その他家電製品の廃棄に際しては、市の分別収集分類に従って処理しましょう。
- ・不要になったものは適正な処理を行いましょ。
- ・不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。

● その他

- ・環境関連イベントに積極的に参加しましょう。

3 事業者のアクション

● 3R運動の推進

- ・「グリーン購入」の指定商品の購入指針に基づいた、環境に配慮した製品を購入しましょう。
- ・容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造に努めましょう。
- ・簡易包装や、再利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入しましょう。
- ・事業活動から発生する廃棄物の再資源化と有効利用に努めましょう。
- ・再使用や資源化を考慮した商品の製造、販売に努めましょう。
- ・リユースカップの使用に努めましょう。
- ・不要になった商品の資源化方法をPRしましょう。
- ・ごみは分別し、資源化を徹底しましょう。

● ごみ減量

- ・リサイクルボックスなどを利用し、ごみの分別を徹底しましょう。
- ・両面印刷や印刷サイズを調整し、用紙の使用量を必要最小限にしましょう。
- ・事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めましょう。
- ・容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- ・容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に努めましょう。
- ・マイバックの利用を勧め、レジ袋の削減運動に協力しましょう。
- ・再利用可能な箸の利用を進め、割り箸の使用量を削減しましょう。
- ・資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取らないようにしましょう。
- ・用紙類や書類の廃棄にあたり、資源回収に努めましょう。

● 不法投棄の防止

- ・事業活動に伴い発生した廃棄物は、法律に基づき適正な処理を行いましょう。
- ・不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。
- ・容器などの回収ルートや資源化システムの整備をしましょう。

● その他

- ・環境に配慮した商品の販売コーナーを設置して、市民への普及に努めましょう。

1 作成までの経緯

- 平成11年 1月 旧熊谷市「熊谷市一般廃棄物処理基本計画」
- 平成13年 3月 埼玉県「第5次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成15年 3月 環境省「第1次循環型社会形成推進基本計画」
- 平成17年10月 熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新「熊谷市」誕生
- 平成18年 3月 埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成17年10月 熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新「熊谷市」誕生
- 平成18年 3月 埼玉県 「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成19年 2月 熊谷市、江南町合併
- 平成19年 6月 環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」
- 平成19年 6月 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」
- 平成19年 6月 環境省「一般廃棄物会計基準」
- 平成20年 3月 環境省「第2次循環型社会形成推進基本計画」
- 平成20年 3月熊谷市「熊谷市総合振興計画」
- 平成20年 3月 熊谷市「熊谷市環境基本計画」
- 平成20年 6月 環境省「ごみ処理基本計画策定指針」
- 平成21年 3月 熊谷市「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
- 平成22年12月 環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
- 平成23年 3月 埼玉県「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成24年 7月 環境省「地域循環圏形成推進ガイドライン」
- 平成25年 3月 熊谷市「熊谷市総合振興計画 後期基本計画」
- 平成25年 5月 環境省「第3次循環型社会形成推進計画」
- 平成26年 3月 熊谷市「熊谷市環境基本計画 改訂版」
- 平成26年 3月 熊谷市「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 改訂版」

2 関係する法律・条令・要綱・資料等

国

環境基本法
循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源有効利用促進法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
廃棄物処理施設整備計画
環境省ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針
環境省市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
環境省一般廃棄物処理有料化の手引き

県

第7次埼玉県廃棄物処理基本計画

市

熊谷市総合振興計画（平成25年3月）
熊谷市環境基本計画（平成26年3月）
熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
熊谷市一般廃棄物処理基本計画（平成21年3月）
熊谷市一般廃棄物処理実施計画
熊谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱（平成17年10月）
熊谷市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成17年10月）
熊谷市環境美化推進員設置要綱（平成19年2月）
熊谷市ハートフル収集実施要綱（平成17年4月）
熊谷市塵芥集積所設置要領（平成12年3月）
開発行為に伴う塵芥集積所の設置基準
熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可基準（平成19年4月）
熊谷市清掃事業概要
熊谷市くらしのカレンダー

3 用語

あ 行

一般廃棄物……………

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物に指定されているごみを除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみの2種類に分けられる。

一般廃棄物処理基本計画（長期計画）……………

一般廃棄物処理基本計画は、ごみの発生・排出抑制、資源化などを定める「ごみ処理計画」と、各家庭から排出される生活雑排水や、し尿などの処理、処分などを定める「生活排水処理計画」で構成される。

一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）……………

当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する単年度計画である。

大里広域市町村圏組合……………

熊谷市、深谷市及び寄居町により組織され、広域行政振興計画の策定・ごみ焼却施設の建設及び管理運営・不燃物処理場の建設及び管理運営並びに介護保険の事務を取り扱う組合である。

か 行

家電リサイクル法（特定家庭用機器商品化法）……………

市町村の処理やリサイクルが困難な使用済みの家庭製品のリサイクルを目的として、平成10年6月に制定され、平成13年4月完全施行。

対象として、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機がある。

小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）……………

使用済み小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあるため、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に平成25年4月に施行された。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）……………

国や地方公共団体による環境負荷の少ない製品の調達の推進。国の「基本方針」に基づき、国の機関や地方公共団体などは「調達方針」を作成・公表する努力義務を義務づける。

平成13年4月完全施行。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）……………
コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。平成14年5月完全施行。

さ 行

最終処分場……………
一般廃棄物の最終処分を行う施設。最終処分は埋め立てを原則としている。

サーマルリサイクル……………
廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの発生する熱を利用し、発電や温水利用することができる。また、燃料にして燃やす方法もある。

産業廃棄物……………
廃棄物処理法では、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ類その他政令で定める廃棄物」及び輸入された廃棄物と規定されている。

資源有効利用促進法……………
リサイクルの推進（再生資源のリサイクル、リサイクル容易な構造、材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用の促進等）を規定している。平成13年4月全面改正施行。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）……………
使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務づける。平成17年1月完全施行。

循環型社会形成推進基本法……………
廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図る。平成13年1月完全施行。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）……………
外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について飼料や肥料などの再資源化を義務づける。平成13年5月完全施行。

3R（スリーアール）の推進……………
・ リデュース（発生抑制）とは、発生するごみをできるだけ減らすこと。
・ リユース（再使用）とは、できるだけ繰り返し使うこと。
・ リサイクル（再生利用）とは、ごみを資源として使うこと。

ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を他の産業の原料やエネルギーとして利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）を限りなくゼロに近づける循環型産業システムの構築を指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組んでいる。

た 行

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の輪を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え。

は 行

バイオマス

生物体を原料にしたエネルギー資源の総称であり、化石燃料と対比する形で、植物や動物（特に微生物）などの生物体を原料にするエネルギー資源のことである。

バイオマスは、そのまま燃焼させて利用する「まき」をはじめ、生ごみなどの廃棄物を発酵させてアルコールを取り出したり、熱化学交換によってガス化させたりしてエネルギー源とすることもある。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の設定等が定められている。

ま 行

マイバッグ

消費者が持参する買い物袋。

マイバッグを持参して、レジ袋を辞退する取り組みをマイバッグ運動という。レジ袋の削減により、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながる。誰もができる身近な環境活動の象徴的な運動としても位置づけられる。

や 行

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

この法律は、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。

市町村が分別収集を実施し、分別収集されたものを事業者が再商品化するという基本的な仕組みが定められている。

ら 行

リターナブルびん

回収したあと、洗浄、消毒後、中身を詰めて繰り返し使われるびんのことです。

リフューズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

必要のないものを断ること。3Rにプラスして、4Rと呼ばれることがある。

熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成26年3月

発行／熊谷市

編集／熊谷市環境部廃棄物対策課

